

5 杉並第 8413 号
令和 5 年 5 月 12 日

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長
神村 省吾
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
人員基準等に関する臨時的な取扱いについて (通知)**

日頃より杉並区の介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。

厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (コロナ特例事務連絡)」に関して、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後 (令和 5 年 5 月 8 日以降) の対応が示されました。

つきましては、厚生労働省から発出の内容に準じて、今後の対応については区で発出している内容を以下のとおり取扱うことといたします。

なお、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者 (又はその疑いがある者) の発生やサービスの継続に必要な新型コロナ感染症対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意するとともに、各介護サービス事業所等において適切な運用を行うようお願い致します。

1. 「居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について」 (令和 2 年 2 月 27 日・令和 2 年 3 月 10 日 発出) について
→第 3 報問 9 及び第 4 報問 11 が終了したことに伴い、本通知をもって廃止とする。
2. 「新型コロナウイルス感染症に伴う通所系サービス (区指定) の臨時的取扱いの留意点について」 (令和 2 年 4 月 16 日 発出) について
→第 8 報問 1 が終了したことに伴い、【5 サービス担当者会議及び居宅サービス計画等について (介護保険最新情報: Vol.816 参照)】は、本通知をもって廃止とする。
3. 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 11 報) (介護保険最新情報 Vol.836) の留意事項及び具体的取扱いについて (追加事項含む) (令和 2 年 6 月 1 日・令和 2 年 6 月 29 日 発出) について
→第 11 報問 5 が終了したことに伴い、本通知をもって廃止とする。

問い合わせ先: 杉並区保健福祉部介護保険課

代表電話: 03 (3312) 2111

給付係: 1334

事業者係: 1337

指導係: 1314

廃止

事務連絡

令和2年2月27日

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区介護保険課

居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について

介護支援専門員が、新型コロナウイルス感染症への対策として、利用者または家族から訪問を拒否された場合の取扱いについて区の考えを整理しましたので、以下のとおりご対応ください。

1 モニタリング

利用者の希望により訪問を拒否された場合は、「特段の事情」に該当するとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし電話等により可能な限り、利用者の状態の把握に努めること。

2 サービス担当者会議

利用者の希望により訪問を拒否された場合は、最小限の人数で開催できないか等の確認をした上で、それでも拒否された場合は「やむを得ない理由がある場合」に該当するとして、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

3 アセスメント

面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し理解を得た上で、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して実施してください。

十分に説明してもなお利用者及び家族の同意が得られず、利用者の希望により訪問を拒否された場合は、電話等による聞き取りでアセスメントを実施することとしてもやむを得ないが、新型コロナウイルスの感染流行が終息した後に改めて訪問し、利用者及び家族と面接し、再度アセスメントを実施すること。この場合は減算をしなくてもよいこととする。

※1～3のいずれの場合についても、利用者宅を訪問できなかった理由を支援経過等に記録をしておくこと。

※介護予防支援事業所についても、同様の取扱いとします。

杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03 (3312) 2111

事業者係 内線 1335

給付係 内線 1334

指導係 内線 1314

廃止

事務連絡

令和2年3月10日

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区介護保険課

居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について

標記の件について、令和2年2月27日付けの事務連絡によりご対応いただいているところですが、それに加え、感染拡大防止の観点から区の考えを整理しましたので以下のとおりご対応ください。

この対応は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのものであり、今後の状況に応じて変更する場合があります。なお、変更する場合も含め本取扱いの終了の時期については、終了（変更）前に区のホームページ（トップページ>くらしのガイド>高齢者>介護保険>介護保険事業者の方向け情報>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について）でお知らせします。

1 モニタリング

利用者の希望により訪問を拒否された場合のほか、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問することなく行ったとしても、「特段の事情」に該当するとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし電話等により可能な限り、利用者の状態の把握に努めること。

2 サービス担当者会議

利用者の希望により訪問を拒否された場合のほか、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で「やむを得ない理由がある場合」に該当するとして、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報

や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

3 アセスメント

利用者の希望により訪問を拒否された場合のほか、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問することなく電話等による聞き取りでアセスメントを実施することとしてもやむを得ないが、新型コロナウイルスの感染流行が終息した後に改めて訪問し、利用者及び家族と面接し、再度アセスメントを実施すること。この場合は減算をしなくてもよいこととする。

4 居宅サービス計画の説明、同意、交付

感染予防の観点から、利用者宅に訪問しなかった場合、郵送等で計画書を送付し、電話等で内容を説明し同意を得て、計画書を返送してもらい、その経緯等を記録することで運営基準減算とはしない。

※1～3のいずれの場合についても、利用者宅を訪問できなかった理由を支援経過等に記録しておくこと。

※介護予防支援事業所についても、同様の取扱いとします。

杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03 (3312) 2111

事業者係 内線 1335

給付係 内線 1334

指導係 内線 1314

令和 2 年 4 月 16 日

各指定事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長

秋吉 誠吾

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う通所系サービス（区指定）の臨時的取扱いの留意点について（※一部抜粋）

通所系サービス事業所が感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて利用者の居宅へ訪問しサービスを提供する場合や、電話による安否確認を行う場合についても、相応の介護報酬の算定が可能であること等の臨時的取扱いが厚生労働省より示されていますが、この取扱いに関する問い合わせが区へ多数寄せられているため、以下のとおり留意点をお示しいたします。

~~5 サービス担当者会議及び居宅サービス計画等について（介護保険最新情報：Vol.816 参照）~~

~~通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要です。~~

~~ただし、代替として訪問介護の事業所がサービスを提供する場合については、サービス担当者に対する照会等によりサービス担当者会議を実施してください。~~

~~また、上記の変更を行った場合には、居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となりますが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えありません。~~

~~居宅サービス計画については、現行の計画書に、短縮した時間や、訪問によるサービス提供の内容等変更内容を追記し、支援経過記録に変更日時、変更理由、また具体的な変更内容等を記載してください。~~

~~なお、同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで構いません。~~

~~個別サービス計画についても、同様の取扱いで差し支えありません。~~

※当該通知に関しては、指定居宅介護支援事業所に特に関係のある取扱いのみを抜粋しています。その他の取扱いについては、別途通知します。

廃止

2 杉並第 15185 号

令和 2 年 6 月 16 日

指定事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長

秋吉 誠吾

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）（介護保険最新情報 Vol.842）の留意事項及び具体的取扱いについて

令和 2 年 6 月 1 日に厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」が発出されました。

この取扱いに関する問い合わせが区へ多数寄せられているため、以下のとおり留意事項や具体的取扱いをお示しいたします。なお、6 月 15 日に第 13 報（介護保険最新情報 Vol.847）が発出されていますので、合わせてご確認ください。

1 利用者からの事前の同意と介護支援専門員との連携

（1）利用者からの事前の同意について

利用者の自己負担額が変わるため、各サービス事業所は文書により同意を得てください。事前に利用者へ説明し、同意を得ていれば、文書での同意は後日となっても構いません。第 13 報では「必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく」とありますが、トラブル防止の観点からも文書で同意を得ていただく必要があると考えます。

事前の同意が前提となりますが、令和 2 年 6 月分に限り、請求前までに利用者から同意が得られ、利用者が 6 月 1 日に遡って臨時的な報酬を算定することに同意した場合は、6

月1日のサービス提供分から適用することが可能です。

(2) 介護支援専門員との連携

各サービス事業所は、担当である介護支援専門員に対し、利用者の同意を得ていることを報告し、本取扱いによる請求をすることを伝えてください。

区分支給限度基準額を超える場合は、介護支援専門員と連携し、超えた金額全体が利用者の自己負担になることを利用者へ十分に説明した上で同意を得てください。

介護支援専門員は、どのサービスを区分支給限度基準額超過とするか、利用者及び各サービス事業所と調整をしてください。

(3) サービス利用票及びサービス利用票別表

介護支援専門員は、報酬区分等を訂正した「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を利用者へ交付し、同意を得てください。また、各サービス事業所へも訂正した「サービス提供票」及び「サービス提供票別表」を交付してください。

(4) 給付管理票及び介護給付費明細書

本取扱いにおける請求にあたっては、介護支援専門員が作成する給付管理票と各サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させ、請求の際に一致するようにしてください。

2 総合事業のサービス

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所事業及び自立支援通所事業のサービスは本取扱いの対象外です。

3 延長加算に係る体制等に関する届出について

杉並区指定の地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護事業所においては、延長加算の届出を行っていない事業所についても、延長加算の算定を可能とする取扱いといたします。

本取扱いによる運営規程の変更等（延長サービスを行う時間の明記等）は不要です。

また、本取扱いは第12報を受けた特例的な取扱いであり、通常通り延長加算を算定する場合やその他の加算については、通常通りの取扱いとします。

4 その他

- ・本取扱いを実施する場合、利用者自己負担額の増額分を徴収しないことはできません。

- ・通所介護で宿泊サービスの利用者は、本来延長加算を算定できないことになっていますが、今回の臨時的取扱いにおいては、宿泊サービス利用者についても、利用者の同意があれば2区分上位の延長加算を算定することができます。
- ・本取扱いによる通所介護費、短期入所生活介護費等の介護報酬の算出方法は、事業所として説明できるよう記録をしておいてください。

問合せ先：杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03（3312）2111

給付係 内線 1334

事業者係 内線 1337

指導係 内線 1314